

圧延装置事件（平成18年3月1日判決）

出典：最高裁HP 平成17年（行ケ）10528 審決取消請求事件

キーワード：発明の同一性判断、審決取消訴訟の審理範囲

1. 事件の概要

引用発明が、対象発明に対して付加的構成を有する事案（引用発明が本件発明に対する下位概念）において、対象発明と引用発明との相違点を認定した裁判例。

2. 争点および原告、被告の主張

(1) 本件特許発明

【請求項1】

二つのリバースコイラー（8，9）の間に配置される二つのリバーススタンド（2，3）と、帯材を最初のパスに供給するための、帯材を巻き戻し可能なコイラー（10）とを有している、帯状圧延材の冷間圧延装置において、

圧延過程を実施するため、両リバーススタンド（2，3）を、連続するパスに応じて圧下可能であり、リバーススタンド（2，3）が、カセット型に構成された作業ロール・ロールチョックを備えた作業ロール（4，4；5，5）を押し込み作動で交換するための作業ロール迅速交換装置（14，15，16）を有し、直径及び表面粗さの少なくとも一方が異なる作業ロール（4，4；5，5）の交換が最後のパスの前に可能であることを特徴とする冷間圧延装置。

【請求項2】

リバーススタンド（2，3）が四段スタンドであり、その支持ロール（6，6；7，7）が駆動され、且つ作業ロール（4，4；5，5）または支持ロール（6，6；7，7）は、水平方向にて安定にさせるため、一対の作業ロール（4，4 或いは5，5）または支持ロール（6，6 或いは7，7）が成す鉛直面から水平方向へ移動可能であることを特徴とする、請求項1に記載の冷間圧延装置。

(2) 引用発明（甲1）

第1および第2の2台の圧延スタンドと、前記第1および第2の圧延スタンドの前後に設置した第1および第2の巻取・巻出装置と、第1の圧延スタンドに極力近づけて設置したペイオフリールと、前記第1および第2の圧延スタンドの間に設置した、圧延ストリップの蓄積、放出が可能なルーパ手段とを備えた可逆式冷間圧延設備。

(3) 原審決（審決取消訴訟の関連）

本件発明と引用発明とは、引用発明が、相違点 a（請求項 1 の下線部）、相違点 b（請求項 2 の下線部）を有しない点で相違し、その余の点で一致する。

しかし、相違点 a は、刊行物 2, 3, 5, 10, 11 等の開示されており、請求項 1 に係る発明は当業者が容易に発明をすることができたものである。

相違点 b は、刊行物 6 の開示されており、請求項 2 に係る発明は当業者が容易に発明をすることができたものである。

(4) 原告の主張（取消事由）

・取消事由 1（相違点の看過）

刊行物 1 記載発明は、決定が認定するように、「第 1 および第 2 の圧延スタンドの間に設置した、圧延ストリップの蓄積、放出が可能なルーパ手段」を備えているが、本件発明 1 は、そのようなルーパ手段を備えていないのであって、この点においても、本件発明 1 と刊行物 1 記載発明とは相違する。

・取消事由 2（相違点 a の判断の誤り）

・取消事由 3（相違点 b の判断の誤り）

(5) 被告の反論

特許請求の範囲の請求項 1 は、「ルーパ手段を備えない」ことを規定していないし、発明の詳細な説明にも、「ルーパ手段を備えない」とする記載もなく、また、ルーパ手段を備えることができないとする技術的な理由もない。本件発明 1 は、その目的、技術思想の範囲において、刊行物 1 記載発明のように、スタンド間での帯材の張力変動を吸収するためのルーパ手段の使用を排除するものではなく、ルーパ手段を備えない点を発明を特定するための事項とはしていないから、ルーパ手段を備えないことは、刊行物 1 記載発明との相違点にならない。

仮に相違点を看過した誤りがあるとしても、刊行物 1 記載発明は、本件発明 1 とその目的、技術思想を同じくするものを基本的に含んでいて、目的、技術思想を異にするものではないから、結論に影響を及ぼさない。

3. 裁判所の判断

(1) 相違点の看過について

本件発明 1 と刊行物 1 記載発明とは、審決が認定した相違点 a のほか、本件発明 1 が「第 1 および第 2 の圧延スタンドの間に設置した、圧延ストリップの蓄積、放出が可能なルーパ手段」を備えていないのに対し、刊行物 1 記載発明がこれを備えているという点においても相違しているといわなければならない。審決は、この点を相違点として認

定していないから、審決には相違点を看過した誤りがある。

(2) 結論への影響について

刊行物1記載発明は、ルーパ手段が不可欠であるというものではない。

ルーパ手段は、「薄板あるいは線材の連続圧延工程において、ロールスタンド間で生ずる張力をなくしたり、一定に保持したりするために、材料にたわみをもたせる装置」(日刊工業新聞社「図解金属材料技術用語辞典」昭和63年11月20日初版発行(乙1))として周知のものであり、圧延ロールスタンド間で圧延材に掛かる張力を制御する必要がある場合に、圧延設備の付帯装置として通常利用する。

そうであれば、刊行物1記載発明の2スタンドの可逆式圧延装置を適用する場合において、上記相違点に係る「第1および第2の圧延スタンドの間に設置した、圧延ストリップの蓄積、放出が可能なルーパ手段」を備えるか否かは、圧延の対象等の圧延操業条件に応じて当業者が適宜なし得る設計事項であるといえることができる。

相違点を看過した誤りは、結論に影響を及ぼすものではなく、原告の主張する取消事由1は、理由がない。

4. コメント

(1) 対象発明に対して、引用発明の方が構成要件が多い場合には、相違点としては認定されないことが通常であるが、本件では、相違点として認定された。

付加された構成要件が、他の構成要件と一体不可分のものであれば、理解することができるが、本件の場合、問題となったルーパ手段を有しない発明が刊行物1の請求項に記載されており、ルーパ手段は任意の構成であることは明らかである。

(2) 本件では、審決での審理されなかった部分(新たな相違点についての判断)も検討された。(本件に限って言えば、裁判所の自作自演の感があるが)無効審判での審理範囲に関わらず、審決の結論を維持できるか否かを判断する審決取消訴訟の趨勢を反映した一つの裁判例と言える。

弁理士 鈴木 守